

千葉県環境審議会大気環境、水環境合同部会 議事録

日時：令和元年11月25日（月）午前9時30分から午前10時20分まで

場所：船橋グランドホテル 2階 桐の間

○開 会

司 会

ただいまから、環境基本法第43条に基づく千葉県環境審議会に設置する「大気環境、水環境合同部会」を開催いたします。

本日、御審議いただく諮問事項は、10月9日の第1回合同部会に引き続き、「環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針（案）について」でございます。

次に会議の取り扱いについて説明させていただきます。

この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第9条第1項の規定により、原則公開となっております。

ここでお諮りいたします。

本日の会議につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開としたいと存じますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。それでは公開とさせていただきます傍聴者を入室させていただきます。

傍聴者入室

ここで、森 環境生活部次長から御挨拶を申し上げます。

環境生活部次長

おはようございます、森でございます。委員の皆様におかれましては、朝早く、また御多忙の中、大気環境、水環境合同部会にお集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政の推進にあたり御指導いただいておりますことについて感謝申し上げます。

本日の議題ですが、前回に引き続き「環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針（案）」について御審議いただきたいと考えております。前回の審議の中で協定の期間や、粉じん対策、あるいはSDGsの考え方を盛り込んで進めていくべきであるなど様々な意見をいただきました。また、その後にいただいた意見も併せて、後ほど私どもの考え方を説明させていただければと考えております。

また、事務局の勝手なお願いではございますが、できましたら本日この基本方針（案）についてとりまとめでいただければと考えているところでございます。

委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上簡単ではございますけれども開会の挨拶とさせていただきます。本日は御審議のほどよろしく願いいたします。

司 会

本日御出席いただいております委員の皆様の御紹介につきましては、お手元の出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

次に、本日の資料の確認をいたします。

資料確認

本日の合同部会は、委員総数 15 名中 9 名の委員が出席されております。半数以上ですので、千葉県行政組織条例第 32 条第 2 項の規定により、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の進行につきましては、上野合同部会長にお願いいたします。

上野合同部会長

では、ここからは私の方で進行させていただきます。

まず議事録署名人の指名でございますが、本日の議事録署名人は、道川委員と高梨委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは両委員、よろしくをお願いいたします。

それでは議事を進めます。

前回から審議を継続しています、「環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針(案)について」を議題とします。

10 月に開催した前回の合同部会において、審議結果報告のとりまとめに向け、改めて全ての委員の意見を集約するよう事務局に指示しておりますが、だいぶ時間が経ちましたので、諮問事項である「環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針(案)」について、改めて簡単に説明していただき、その後、基本方針(案)に対する委員の皆様からの質疑や意見、それに対する県の回答や見解について事務局から説明をお願いします。

○事務局説明

環境政策課副課長

環境政策課の山縣です。事務局から諮問事項の内容とこれまでの御意見等について一括して説明させていただきます。説明の手順としては、まず参考資料 2 が前回資料の一式となっております。この中から前回の審議経過について若干触れた上で、その次に本日の諮問事項である資料 1 の内容を改めて確認し、最後にこれまでいただいた御意見等々それから事務局の見解等について資料 2 により御説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

はじめに参考資料 2 をご覧ください。中の資料 1 から資料 3 については現在の協定がどのような内容になっているか、またどのような取組を行っているのかということに記載しておりますが、ポイントとしては、まず本県の「環境の保全に関する協定」というのは、東京湾臨海部の千葉市から富津市にかけての 6 市の一部地域、いわゆるコンビナート地域を対象に、県・市・企業の三者で協定を締結、運用しているということ、そして具体的には理念や基本的事項を定めた基本協定と、大気汚染や水質汚濁等の防止に係る排出基準等を定めた細目協定の 2 本立てで構成されており、これらについては環境関係の法規制と相まって周辺地域の環境保全を推進しているということを御説明いたしました。そして現行の基本協定については、平成 22 年に締結し期限を特段定めていない一方、細目協定についてはこれまで締結期間を 5 年間とし、5 年ごとに改定を重ねてきた中で、現行の細目協定は本年度末が期限となっているため改定が必要であると説明いたしました。それらを踏まえ、近年の環境状況を勘案した上で、基本協定については特段支障がないので現行の内容を基本としながら、一方の細目協定については、内容の一部見直しを図った上で、改めて締結したいということで今回の

諮問事項である「環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針（案）」として説明いたしました。これについては、今回改めて資料1として御提示しております。

資料1についてですが、まず基本的な考え方としては、一部の地域において対策強化が必要な粉じん、それから近年の大気環境調査において比較的濃度が高い地域が見られる有害大気汚染物質（ベンゼン等3物質）等に対する所要の規定を盛り込むということ等により、引き続き公害の防止を図り、地域の環境保全に資するという内容です。

対象工場は現行と同じとし、締結期間については周辺地域の大気環境、水環境の状況が以前と比べて大きく改善し、かつ安定した状況が続いているということ踏まえて従前の5年間から10年間に改めます。ただし、中間年度である令和6年度に取組状況や環境の状況を検証し、締結期間内での改定の必要性について検討するという内容で御説明いたしました。

『2 改定内容』として、まず『(1) 大気汚染の防止』はアからオまで5項目となっています。

『ア 窒素酸化物の排出基準の見直し』については、電気事業法の改正や近年の技術水準の向上を踏まえた対応として所要の見直しを行うという内容です。

また、『イ 粉じん対策の強化』については、周辺地域での苦情等を背景として、具体的には製鉄2工場を念頭に置いた中で、管理の徹底や対策効果の確認を行っていくという内容でした。

『ウ 有害大気汚染物質対策の見直し』については、近年の大気環境濃度のモニタリングにおいて高止まりのような状況が見られるベンゼン、アクリロニトリル、1,2-ジクロロエタンの3物質を対象に削減対策を定め、工場によるそれらの物質の測定も盛り込んでいくという内容でお示ししました。

次ページのエとオについては、法規制の効果が現れていることや、その結果環境中の濃度が大きく低減しているという実態を踏まえて、『エ ダイオキシン類対策』については条項を削除し、『オ 浮遊粒子状物質』についても規定の見直しを行いたいという内容でお示ししました。

『(2) 水質汚濁の防止』については2項目ですが、まず『ア 温排水等対策の見直し』では、温排水対策として保全すべき対象の拡大ということで、具体的には水産物のみ対象にしていたところを、今後は水産物以外も含めて保全を図っていく内容にすること、それから設備や運転管理の改善によって温排水を適正管理していく内容を盛り込むこととお示ししました。

『イ 生活排水対策の条文見直し』については、工場内のし尿や生活雑排水を対象とする、いわゆる浄化槽に関するものですが、浄化槽については小型のものも含めて高度処理型の浄化槽を設置することを促進していくことを明確に打ち出す内容とすることをお示ししました。

最後に『(3) 地質汚染の防止』については、土壌汚染による環境リスクを一層低減するという目的の下、いわゆる地歴調査の結果の記録・保存等を内容とするよう条文を見直すものとしてお示しました。

この基本方針（案）の内容を踏まえて前回の会議でいただいた御意見・御質問と、その後改めて委員の皆様方からいただいた御意見等を集約したものが資料2です。まず資料の構成ですが、一番左には通し番号を振っています。その隣は項目となり、基本方針（案）の箇所を示しています。それに対して皆様からいただいた質疑・意見と事務局の回答・見解をまとめています。明朝体の部分については、前回の会議でのやり取りの部分であり、それに対してグレーで塗ってある部分は、前回の会議時に御意見等としていただいたものの、直接的に事務局で回答しきれなかった部分を追記したものを表しています。茶色系で塗っている部分については、会議後に新たにいただいた御意見等とそれに対する回答・見解であり、計24件で整理しています。

順を追って説明いたしますが、まず『1 基本的な考え方』について、1番から5番まで締結期間に関する御意見・御質問等をいただきました。

1番では、これまで細目協定の見直しを5年で行っていたところを10年間とする場合に問題ないのかという趣旨で御質問いただきましたが、これに対しては、環境の状況が改善し、安定している中で協定上残された課題は粉じんと有害大気汚染物質であって、現時点においては今回の改定により地域環境としての課題はすべて対応できると考えているとお答えしました。

2番では、今回の強化を図ろうとしている粉じん対策に関連して、対策が功を奏していないとなった場合に、追加的な対策を検討しなければならないと思うが、5年ごとの改定の機会がなくなる中で、柔軟に対応できるのかという御質問をいただきました。これについては当日、基本方針（案）に記載のとおり、中間年度の令和6年度に点検を行い、必要であれば10年を待たずに可及的速やかに見直しを行うとお答えしました。

3番では、10年の期間を待たずに取り組むべき内容については、この審議会に情報提供すべきだという御意見をいただきました。これについては当日直接的な回答をしておりますでしたが、結果や状況の如何に関わらず、中間年度の令和6年度の検証結果については審議会に報告させていただくということでお答えさせていただきます。

4番では、「地域環境の保全」という観点からは5年で良いかもしれないが、「地球環境の保全」ということを考えれば10年は長すぎるのではないのかという御意見をいただいています。これについての見解ですが、本協定は、協定工場周辺の地域住民の健康を保護し、生活環境を保全することに加えて、ひいては地球環境の保全に寄与することを目的としており、基本協定において地球環境の保全やオゾン層破壊等の地球環境問題の対応として、事業者自らが対象物質の排出抑制等に努めることを規定し、県・市が必要な審査等を行っているという現行制度の取組を最初に御紹介しています。さらに細目協定については、協定締結工場周辺の地域環境保全の観点から、具体的な排出基準等を定めている中で、近年の周辺地域の環境の状況は以前と比べ大きく改善し、安定していることを踏まえ、改めて細目協定は原案のとおり締結期間を10年間にしたい。ただし、中間年度の令和6年度において取組状況を検証し、環境に関する新たな課題が生じているような場合には、こういった課題も踏まえて対策強化の必要性を勘案して改定を検討するというところでお答えをさせていただきます。

一方で5番は、10年間で良いのではという御意見もいただいているところです。

続きまして、『2 改定内容』についての意見です。まず『(1) 大気汚染の防止』では、6番以降9項目の御意見等をいただいております。

まず6番は、粉じんに関する苦情情報の収集や市との連携がどのようになっているかという御質問ですが、これについては当日、苦情状況については随時市から徴収しており、また、粉じんが飛散しやすい乾燥した天候や風が強いタイミングを見計らって県・市合同で立入調査を実施しているとお答えしました。

7番では、降下ばいじん量と苦情件数に相関がないとした場合に、対策の目標をどうするのかというところで御質問をいただきましたが、これについては当日、相関がないとしても苦情件数を減らすということが目指すべき方向だとお答えしております。

8 番ではそれに関連して、苦情件数を減らすことが目標であれば地域住民との関係も含めた対策が必要なのではないかという御意見でしたが、これについては御指摘を踏まえて検討していきたいとお答えしました。

9 番は技術的な内容として、苦情発生場所のデータは発生源との関係を推定する上で重要な情報であるため引き続き把握すべきだという意見をいただきました。これに対して当日は、粉じん苦情は製鉄所の近くからであると認識していること、また風下地域で苦情が発生していると考えられるとお答えしました。これに加えてゴシック体の部分ですが、苦情の発生場所、時間や気象データ（天候、気温、風向、風速等）の情報を可能な限り把握していくと追記させていただきました。

10 番では、モニタリングによって製鉄所からの粉じん把握をしようとする場合に金属分析が有用であるため併せて検討すべきという御意見をいただきました。これに対して当日は、金属分析を実施したいと考えているとお答えしましたが、追加の見解として、現在県・市では県内各地において降下ばいじん量の調査を行っていることに触れています。その内容として、降下ばいじんの総量のほか、水に溶けるもの・溶けないもの別の降下ばいじん量、それから製鉄所周辺では、水に溶けない降下ばいじん中の金属成分として、アルミニウム、鉄、マンガンの量を測定しています。このような調査を現在行っていますが、今後実施する対策効果の確認の調査においてはこうした測定に加えて必要な事項を検討の上、調査を考えているという見解を追加させていただきます。

11 番ですが、千葉市寒川町の降下ばいじん量が高いが、今回の対策の対象となる千葉市内の工場に最も近いのがその地点なのかと御質問いただいておりますが、これは前回資料 5-2 において、6 地点の降下ばいじん量の経年推移データをお示しましたが、その 6 地点の中では千葉市寒川町が最も工場に近い地点であるとまず回答させていただいた上で、参考として千葉市が当該地点よりも工場に近接する 2 地点において調査を実施し、その結果を公表しているということをお紹介しております。今回の資料 2 の別添 1 をご覧いただきますと、地図上に JFE スチールと記載しておりますが、そこに対して寒川町というのは③の位置になります。これ以外に④（フェスティバルウォーク）、⑤（イトーヨーカドー）の地点について千葉市が独自に調査・公表しています。これらの地点についてですが、③は住宅地の中にある地点です。それに対して④、⑤については今現在は製鉄所のすぐ隣ですが、元々は製鉄所の跡地で 2005 年に再開発された娯楽施設やショッピングセンターが立地している場所となっています。まとめますと、前回の 6 地点のデータでは③が一番近いが、それ以外にも測定を行っていることをお答えしています。

続きまして 12 番ですが、粉じん対策の充実強化によって苦情がなくなり、県民の安全・安心を守り快適な生活が確保されるよう着実に取り組むべきである。また、対策効果の確認結果については企業が積極的に公表するよう努めるべきだという御意見をいただいております。これについては今回の対策強化により周辺地域の生活環境の保全が図られるよう着実に取組を進めていくことと、対策効果の確認結果については協定の理念や規定に基づいて事業者が情報提供を行うよう促すということでお答えさせていただきます。

13 番については、地域住民からの苦情が続いているということで多様な原因があると思われるが、県民が公平な判断をするために科学的な調査・研究を通して、千葉県（千葉県環境研究センター）として担ってほしいという御意見をいただきましたが、これに対しては、粉じん調査については環境研究センターを含めた県が中心となって関係市とも連携して科学的に必要な検討を進めるとお答えさせていただきます。

14番は有害大気汚染物質対策の見直しについてです。御質問は、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンについて、継続的に環境基準を大きく下回っているのが対象外とするということだが、今後の実態把握はどうなるのかという内容でしたが、当日の回答として、それら2物質については、大気汚染防止法の基準が引き続き適用されるので、工場への立入検査等で確認を行うというのが1点、さらには、大気環境中の濃度については今後も継続してモニタリングにより把握していくということをお答えしたところです。

これ以降は水質汚濁の防止等として、温排水等の対策見直しについて以下4項目続いております。

まず15番ですが、東京湾の水温は継続的に上昇していることから温排水対策は重要であり、火力発電所の環境アセスメントにおいても重畳影響に配慮すべきという知事意見も出されているということで、全体で配慮することが非常に重要であり、また近年のSDGsの考え方もあり、地域・共同体の意識も重要であるという観点も考慮して改善を目指していくべきだという御意見をいただきました。これについて当日回答はしていませんでしたが、改めて事務局の見解としては、温排水対策は、まずは工場が協定に基づき適切な管理を行うよう推進していくことが1点。さらに、温排水に限らない対応となりますが、啓発等により県、市、事業者が地域全体の環境配慮が重要であるという認識の共有を図り、地域環境の保全を推進するということを通じて温排水についても改善を目指していくということをお答えさせていただきます。

16番については、「周辺水産動植物」から「周辺水域の動植物」に保全対象が変わるが、具体的に何が追加されるのか、さらに温排水の適正管理について、一般的に取放水温度差を7℃にすることが指標となっているが、環境負荷を掛けないためには温度差をゼロとすべきところ、それができないのであれば目標をどう考えていくのかという趣旨の御質問でした。これに対して当日は、1点目については、漁獲の対象となる動植物に限定していたものを、水域すべての動植物を対象にするとお答えしました。取放水温度差については、具体的な数値目標や基準を定めていないもののでできるだけ温度差を下げるよう企業に働きかけていきたいとお答えしましたが、それに付け加える形でゴシック体の部分で、温排水の環境負荷は温度差と水量の2つの要素によって決まってくるという観点から、温度差及び放流水量の適正管理により温排水による環境負荷の低減に努めるよう事業者には働きかけていきたいと考えているとお答えします。

17番では、取放水温度差について取水を低層、放水を表層で行う場合に、元の水温度差があり単純に温度差で影響を見ることはできないこと、また多量の海水による熱交換が行われる際に、配水管の目詰まり解消のため消毒剤を使うということで、これらによる生態影響も考慮すべきであるという御指摘をいただいた上で、いずれにしても温排水の扱いは難しいので引き続き様々な研究等をキャッチアップすべきという御意見をいただきました。これについては当日、御意見を踏まえ適正管理に関する最新の知見の把握、さらには温排水の適正管理を推進したいとお答えしたところです。

18番では、温排水による被害を未然に防止する対象を「周辺水産動植物」から「周辺水域の動植物」に拡大することから、「排水水による被害」を「排水水による悪影響を減らす」のように文言を変更する必要があるという御意見でしたが、これについては御意見を踏まえ、「排水水による周辺水産動植物への被害を防止する」規定から、「周辺水域の動植物への影響を防止する」規定に見直す内容である旨、関係資料の記載ぶりを修正します。具体的には資料2の別添2ですが、こちらは前回の説明資料6-1を赤字の見え消しで修正したものとなります。元の文章では被害防止の観点で周辺水産動植物も周辺水域の動植物も括っていましたが、この部分について、水産物については被害の観点で

良いかもしれないが、水域の動植物ということになると、被害というよりは影響という観点になると思いますので、排水による周辺水産動植物への被害を防止する規定から周辺水域の動植物への影響を防止する規定に見直し、保全対象を拡大するという説明に修正させていただきます。

19番では、生活排水対策の見直しということで、浄化槽については高度処理型の施設を設置するだけでなく適正管理が重要である。そのため、その趣旨を協定の一文に入れるべきではないかという御意見をいただきました。これについては当日、浄化槽の適正管理については、浄化槽法の法定検査を適正に受検するよう指導することで対応したいとお答えしたところですが、これに加えてゴシック体の部分ですが、浄化槽法の規定による法定検査の受検及び適正管理を指導しているが、協定においては立入調査等を通じてより適正な維持管理を促すこととし、明文化については入れる方向で検討していくとお答えさせていただきます。

20番は地質汚染防止に係る条文見直しについてですが、当日、改正内容において年1回の定点土壌調査に替えて地歴情報を記録・保存するということだが、これは報告義務があるのかという御質問でした。これについては、報告義務は規定しないが、工事等すなわち土地改変の機会に情報提供してもらい必要な協議を行うことを想定しているとお答えしました。

これ以降は基本方針案以外の御意見等ということで、21番では、現行の協定の取組に関する説明の中で、微小粒子状物質（PM2.5）対策についてです。千葉県以外の寄与が68.1%と高い寄与があるという説明について、域外の寄与を考察することは難しいが、SDGsのパートナーシップの考え方等に倣って、近隣都県間で情報交換をしながら知見を得ていくべきだという御意見をいただきました。当日は東京都でも同様の推計調査を行い同様の結果が出ていること、また環境省でも様々な方法を試しているということでお答えしたところですが、これに加えて、引き続き近隣都県市とも連携を密にしながら知見の収集に努めていきたいということをお答えさせていただきます。

22番では水質保全と漁業資源保護のバランスということで、当日、漁業者の実感として東京湾の水質浄化が進んだ一方で魚や餌が減っているということで、水質保全と漁業資源保護のバランスを取るため、例えば瀬戸内海等では海苔の養殖のため栄養塩類である窒素、リンの排出量をある程度コントロールすることも行われているということで、単にきれいな海ということではなく、豊かな海であるということも踏まえて、どのように水質保全を図っていくのかという観点をもってほしいという御意見でした。これについて当日は、窒素、リンは環境基準を安定的に満足している状況ではなく、なおかつ未だ赤潮、青潮の発生も見られるということで引き続き汚濁負荷等の軽減対策は必要だということ、その一方で、漁業環境を保全していくということも重要なので、関係部局と対応の検討を進めているということでお答えしました。

23番は情報公開に関する内容です。環境保全の細目協定の基準値が記載されているが、各企業は調査結果を報告する義務があると思う。この結果を企業、県、市で県民向けに公開されているのかという御意見です。これにつきましては、県、市が行う立入調査や事業者が自ら行う調査により得られる大気汚染物質や水質汚濁物質等の測定結果について、県、市のサイドでは企業情報のため公表を行っていないが、一部の事業者は結果を自主的にホームページ等で公表しているという事実関係をまず回答いたします。また、基本協定第20条に「事業者が地域住民の安全・安心の確保の観点から環境保全活動を推進するとともに、結果等について住民周知に努める」と規定していることから、この趣旨も踏まえた中で調査結果を県民向けに公表するよう事業者に促していきたいとお答えさせていただきます。

最後 24 番は SDGs の観点からの御意見です。当日、新たな細目協定の締結期限となる 10 年後、2030 年というのは、SDGs の達成年度と重なることから、時代の趨勢を踏まえて、SDGs の観点を協定に盛り込むべきではないかという御意見をいただきました。これについては、基本方針の策定後に改めて基本方針に基づいて県、市、事業者で実際の条文をどうするのか、あるいは条文の運用をどうしていくのか協議していくこととなりますが、その中で SDGs の考え方をできる限り取り込んだ内容とする方向性であり、あとはどのように盛り込むかという状況です。

以上、諮問事項である基本方針の内容及びこれまでの意見等と事務局の見解等の説明とさせていただきます。改めて御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○諮問事項に関する審議

上野合同部会長

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見がありましたらお願いします。

鶴岡委員

浄化槽の関係ですが、現在、新しい設置は全て合併浄化槽だと思いますが、県内では昔からの単独浄化槽と合併浄化槽があります。現在県内に単独浄化槽はどのくらい残っているのか、切り替えはできているのか、もしデータがあればお伺いしたいと思います。

水質保全課長

県内の浄化槽の設置基数は、平成 29 年度末で約 57 万 6 千基あります。このうち、合併処理浄化槽が約 24 万 8 千基です。対して単独処理浄化槽は約 32 万 8 千基であり、単独浄化槽が割合としては約 57%を占めているという状況です。

鶴岡委員

ありがとうございます。近年の合併浄化槽は機能が向上しており、下水道や農集（農業集落排水処理）施設と同等の能力があると聞いているので、その普及、切り替えについてより推進していただきたいと思います。

それと、合併浄化槽を設置しても、義務付けられた検査をしてないものがあると聞いていますが、その義務付けられている検査の実施状況についてお分かりであれば教えてください。

水質保全課長

まず浄化槽を設置して使用開始から約半年後に行う、いわゆる 7 条検査という最初の水質に関する検査がありますが、こちらの受検率が千葉県では約 9 割弱となっています。一方、その後のメンテナンス状況を確認する 11 条検査については、残念ながら受検率は 10%に満たない状況となっております。

鶴岡委員

10%に満たないということですが、それは全国何位になるのですか。

水質保全課長

7 条検査は全国ワースト 6 位、11 条検査についてはお恥ずかしい話ですが、全国で一番低いという状況でございます。

鶴岡委員

先ほど資料で、豊かな海が大事という説明もありましたが、さすがに全国ワーストから数えたのでは少し寂しいかと思しますので、どうか標準くらいになるように努力していただきたいと要望したいと思えます。

佐々木委員

確認ですが、資料2の16番に関して、温排水対策の見直しで、「水産動植物」から「水域の動植物」に対象が拡大されて、全ての動植物が対象ということですが、このモニタリングはどのように行っていくのでしょうか。これは事業者側でモニタリングが義務付けられていて、その結果を報告するというやり方で、その影響があるかチェックするという方法でしょうか。全てを対象に影響を確認することはなかなか難しいと思うのですが、具体的にどのようにチェックされるのかについて伺います。

水質保全課長

モニタリングについては、企業に実施していただき報告していただくことになっておりますが、具体的にどのようにモニタリングしていくのかということについては、対象が非常に広がることとなりますので、各企業との協議の中で詰めていきたいと考えております。その際、お知恵等があればお借りできればと思えますのでよろしくお願ひします。

○審議結果とりまとめ

上野合同部会長

他にございますか。よろしければ、事務局の説明に対する御意見・御質問についてはここまでとさせていただきます。

今回の諮問事項につきましては、審議会会長へ当合同部会の審議結果を報告する必要があります。そこで、知事から諮問のあった「環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針（案）」についてですが、これまでの審議を踏まえると、先ほど浄化槽と周辺水域の動植物への影響に関するモニタリングについての御意見がありました。全体として原案の修正や、本合同部会として附すべき意見はないと解釈されますので、「環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針（案）」の審議結果については、「原案のとおりとすることが適当である」ということでまとめさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

他に何か御意見・御質問等がございますか。

それでは、質問等がないようですので、これで終了したいと思います。

なお、審議結果につきましては、審議会に報告後、会長の同意を得て、審議会の決議として会長名で答申することとなります。

御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

環境生活部次長

御審議いただき本当にありがとうございました。「環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針（案）」については、部会長からお話しいただいたとおり、この合同部会の審議結果を基に、今後審議会から答申をいただくことになると思いますが、その答申を踏まえ、企業側、関係市含めて協定改定を進めていき、地域環境の保全、地域住民の健康の保護と環境保全を図るよう一層努力していきたいと考えております。

委員の先生方には引き続き県の環境行政の推進に御指導いただければと思いますので、今後ともよろしく願います。本当にありがとうございました。

事務局

ここで、水環境部会の委員の皆様にご案内いたします。

来月 12 月 26 日に水環境部会の開催が予定されております。詳細につきましては、担当課から追って御連絡いたします。年末のお忙しい時期とは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、本日の合同部会を閉会いたします。ありがとうございました。

以 上